

○ 信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件（昭和五十七年大蔵省告示第四十七号）

改正案	現行
<p>信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万人以上の市でその市に主たる事務所を有する信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>十九 相模原市</p>	<p>信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万人以上の市でその市に主たる事務所を有する信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。</p> <p>一〇十八（略）</p> <p>（新設）</p>